

建設業の災害事例及び熱中症対策について

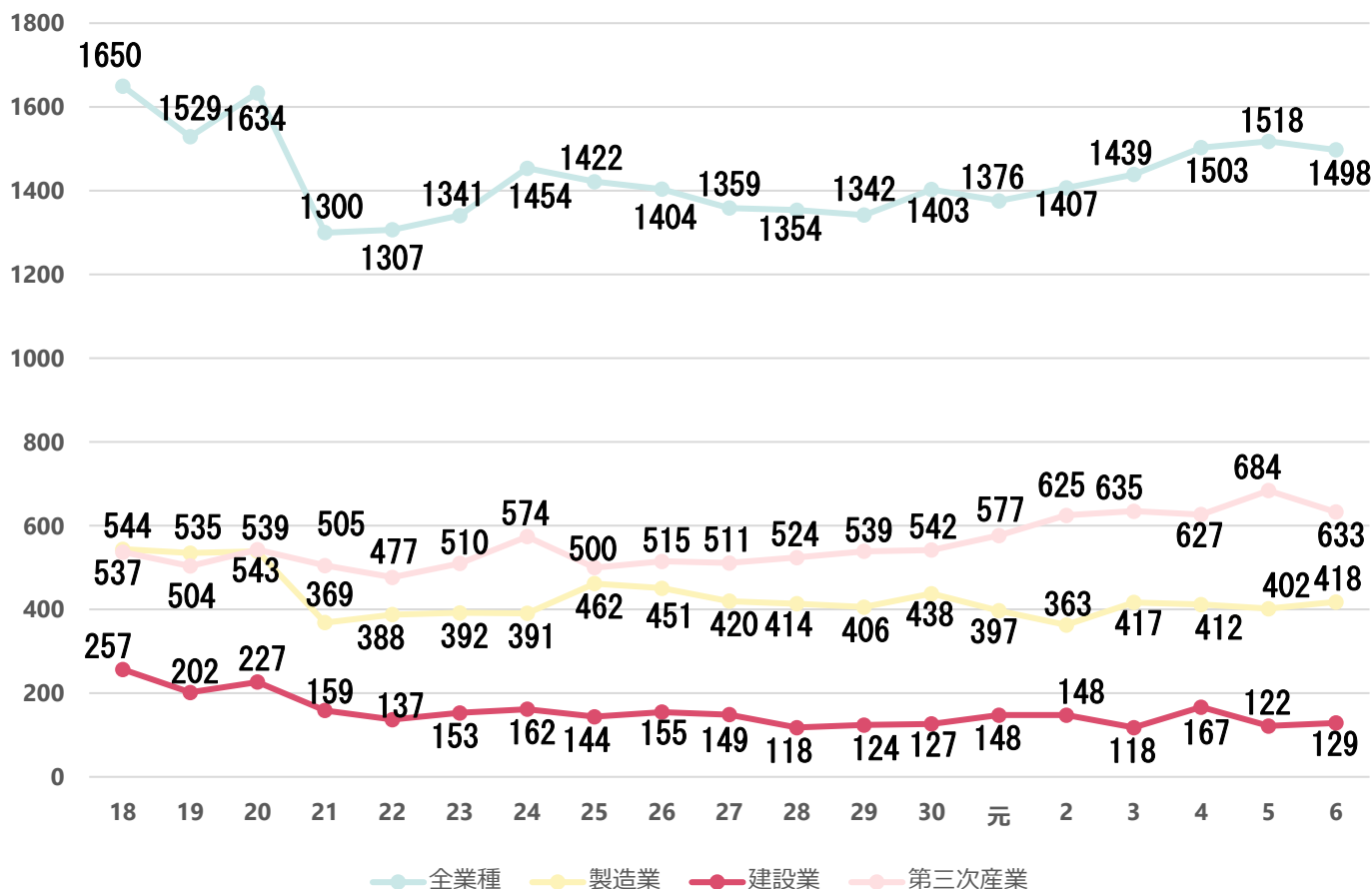
滋賀労働局 彦根労働基準監督署

- 労働災害発生状況

滋賀局の労働災害発生件数の推移

滋賀局管内における労働災害発生件数は、全業種合計では令和5年までの4年連続の増加に歯止めがかかり、1498件となりましたが、建設業の労働災害発生件数は前年比で増加しており、また、死亡災害を含めた重篤な災害も複数発生しています。

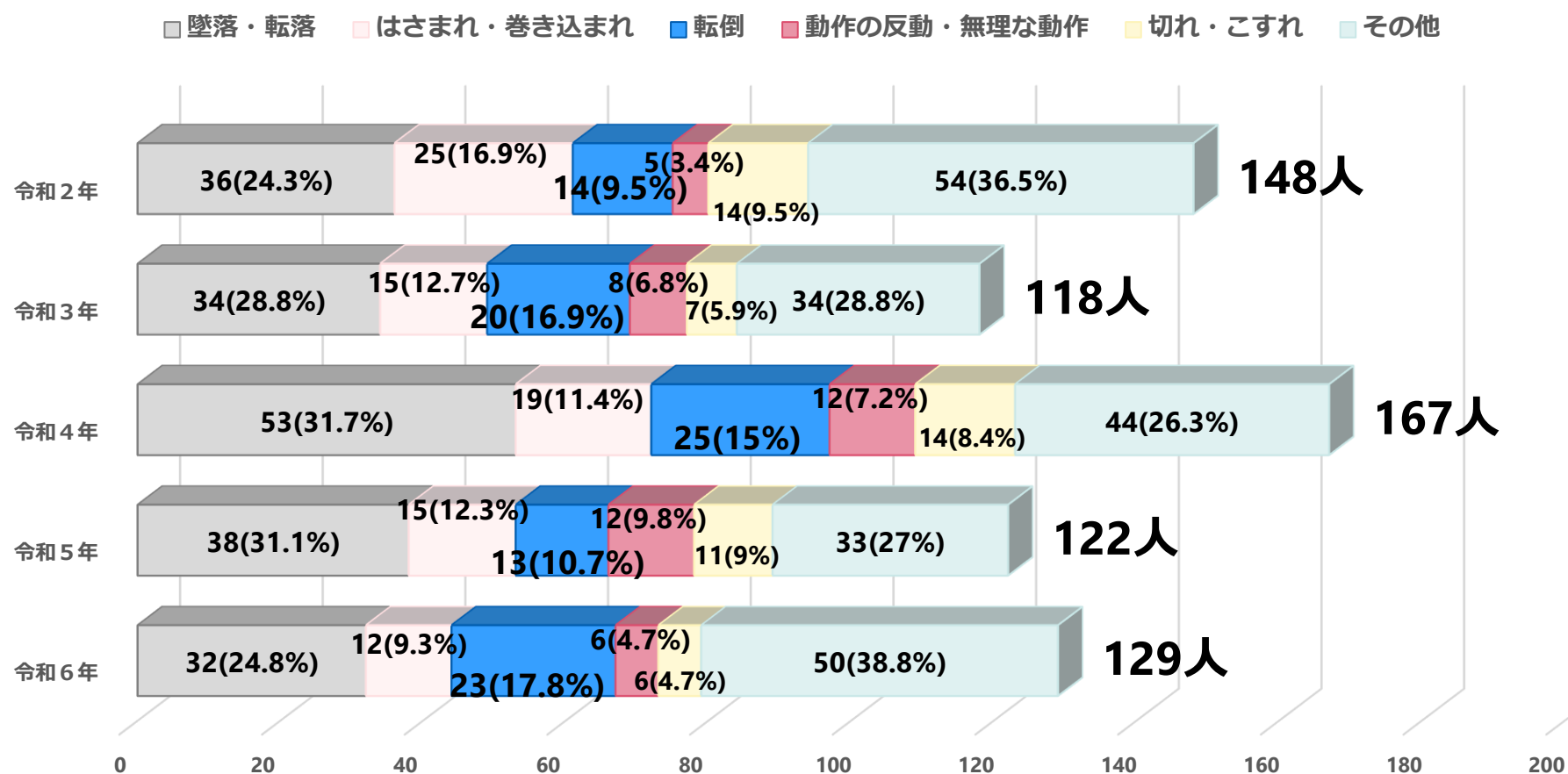
休業4日以上死傷者数の推移（新型コロナ関係除く）



建設業における事故の型別労働災害発生件数

滋賀局管内の建設業における令和6年の事故の型別労働災害発生件数の割合は、「墜落・転落」が最も多く、これ以外では、「転倒」、「はさまれ・巻き込まれ」の順となっています。

事故の型別死傷災害発生状況【建設業】



建設業における死亡災害発生状況

滋賀局管内で発生した令和6年の死亡災害発生状況及びその概要は以下のとおりです。

番号	業 種	発生月 時間帯	事故の型	被災者の職種 年代	発 生 概 要
1	鉄骨・鉄筋コンクリート 造家屋建築工事業	1月 13時頃	墜落・転落	鉄骨工 30代	新築工事の鉄骨建て方作業において、ラフタークレーンでつり上げた鉄骨柱を梁にボルト固定するために、鉄骨柱に取り付けられた胴縁上を歩いていた被災者が、5.8m下の地面に墜落したものの。
2	新聞販売業	3月 3時頃	交通事故	新聞配達 30代	ミニバイクに乗車し新聞配達中、交差点で乗用車と出会い頭に衝突したものの。
3	道路建設工事業	3月 11時頃	激突され	作業者 60代	進入路整備工事における立木の伐採作業中、枝集めを行っていた被災者が倒木付近に倒れているところを発見されたものの。
4	産業廃棄物処理業	7月 12時頃	はさまれ・ 巻き込まれ	作業者 80代	被災者は、圧縮成型機の内部に溜まる屑をエアブローで吹き飛ばす作業を行っていた。操作盤で機械を運転していた同僚が電源を切り移動中に、被災者が機械の本体フレームと可動フレームとの間に挟まれているところを発見したものの。
5	道路建設工事業	9月 13時頃	はさまれ・ 巻き込まれ	作業者 60代	道路舗装補修工事において、別の作業者が搭乗型ローラーを運転して土砂を転圧していたところ、走行範囲に立ち入った被災者が轢かれ、死亡したものの。
6	産業廃棄物処理業	9月 15時頃	はさまれ・ 巻き込まれ	作業者 20代	再生砕石プラントにおいてコンクリートガラの破碎作業中、被災者が破碎設備に設けられたベルトコンベヤーのロール部と地面との間に挟まれた状態で発見されたものの。
7	新聞販売業	10月 4時頃	交通事故	新聞配達 70代	新聞配達のため軽トラックを運転中、対向車線から右折した別のトラックと衝突したものの。
8	道路建設工事業	10月 9時頃	崩壊・倒壊	作業者 50代	地山によう壁を設置する作業中、よう壁を支えるサポートが外れたためこれを拾いに地山とよう壁との間に立ち入ったところ、倒れたよう壁と地山との間にはさまれたものの。
9	新聞販売業	10月 6時頃	交通事故	新聞配達 60代	業務を行っていた新聞配達員が、道路上で倒れていたところを発見され、その後死亡が確認されたものの。
10	木造家屋建築工事業	12月 14時頃	転倒	作業員 50代	ドラグショベルをトラックに積込むため、荷台にバケットを突き支えにしてクローラの前方を持ち上げた際に、ドラグショベルが横転し、運転席から投げ出された被災者がヘッドガードに胸部を挟まれたものの。

災害事例から学ぶこと

災害事例を知ることの目的は・・・

- ◆ **最大の目的は、同種災害を発生させないこと。**
- ◆ **そのために必要なことは、想定される同種災害に対しての防止対策を講じること。**
- ◆ **防止対策を講じるためには、まず、発生原因を考えなければならない。**
- ◆ **労働災害の発生原因は、直接的な原因だけを捉えるのみでは不十分、直接原因の理由となる間接原因、そして、それらの原因の背景となる要因といったところまで分析することで真の再発防止につなげられる。**

災害事例から学ぶこと

以下の事例で原因と対策について検討をしてみます。

**被災者は、屋根上で
塗装作業を行おうと、
屋根上を移動していた
ところ、屋根板の段差
につまづき転倒し、**

**屋根上から約7m下の道路に墜落した。屋根の勾配
は23度あったが、屋根上には墜落制止用器具の
フックを取り付ける親綱等の設備はなく、作業者
全員が墜落制止用器具を着用しておらず、周囲に
は一部しか足場等もなかった。**



災害事例から学ぶこと

以下の原因と対策の分析結果は一例ですが、このように背景要因まで分析し、根本対策を探ることが重要です。

[原因]

1 建物の周囲に、墜落を防止するための足場や手すり等が設けられていなかったこと（直接原因）

2 屋根上に墜落制止用器具を取り付けるための親綱等の設備を設けておらず、墜落制止用器具を着用させてもいなかったこと。（直接原因）

3 工事計画を作成せず、建物周囲に足場を設置するために必要な資材を確保していなかったこと。（間接原因）

4 安全確保のための経費を削減した見積りを出し仕事を受注する社内風土となっていたこと。（背景要因）

[対策]

1 屋根等、墜落の危険がある場所で作業を行わせる場合には、手すり等を設けること。

2 親綱をはり、作業者に墜落制止用器具を使用させること。

3 請け負った工事の計画書を作成し、安全措置に必要な資材を確保すること

4 労働者の安全にかける経費を削減せず、必要な経費をかけるよう安全第一の社内風土をトップの意思表示等により醸成すること。

建設業における死亡災害事例

滋賀県内で発生した令和6年の建設業における死亡災害事例は以下のとおりです。

墜落・転落（R6）

発生状況

新築工事の鉄骨建て方作業において、ラフタークレーンでつり上げた鉄骨柱を梁にボルト固定するために、鉄骨柱に取り付けられた胴縁上を歩いていた被災者が、5.8m下の地面に墜落したものの。

原因

- ・平面的な広がりをもった作業床を設けていないこと。
- ・作業床の設置ができない場合、防網を張る、親綱を張り、墜落制止用器具を使わせる等の墜落防止措置を講じなかったこと。

対策

- ・安全作業が可能な作業床を設けるか、防網を張る、親綱を張り、墜落制止用器具を使わせる等の墜落防止措置を講じること。

規制

- ・安衛則第518条（作業床の設置）
作業床の設置、防網の設置等

建設業における死亡災害事例

滋賀県内で発生した令和6年の建設業における死亡災害事例は以下のとおりです。

激突され（R6）

発生状況

伐木作業において、被災者が枝木を拾う作業を行っていたところ、伐倒木Aが、横たわっていた伐倒木Bにあたって伐倒木Bが跳ね、被災者の頭部に当たったもの。

原因

- ・伐倒の合図を定め、合図を行っていなかったこと。
- ・伐倒木の激突可能性のある範囲に被災者が立ち入ったこと。

対策

- ・かけ声、笛等の合図を周知し、合図に沿って作業すること。
- ・伐倒木の激突、伐倒の際の近傍の立木の枝木の落下等の危険がある箇所への立入を禁止すること。

規制

- ・安衛則第479条（伐倒の合図）
一定の合図を作業者、資材運搬者等に周知
- ・安衛則第481条（立入禁止）
伐倒する立木の高さの2倍相当の半径内の立入禁止

建設業における死亡災害事例

滋賀県内で発生した令和6年の建設業における死亡災害事例は以下のとおりです。

崩壊・倒壊（R6）

発生状況

地山の法面に、よう壁ブロックを設置する作業中、よう壁ブロックを支えるパイプサポートが外れたため、これを拾いに法面とよう壁の間に被災者が立ち入ったところ、よう壁ブロックが倒れ、法面との間ではさまれ被災したものの。

原因

- ・パイプサポートが外れた状態のよう壁ブロックの付近に被災者を立ち入らせたこと。
- ・パイプサポートを設置時に固定しておらず、また、設置位置がよう壁ブロックの重心から外れた位置であり、外れやすい設置方法であったこと。

対策

- ・倒壊危険箇所への労働者の立入を禁止すること。
- ・パイプサポートの設置位置を、よう壁ブロックの重心付近の滑動しにくい箇所とすること。

規制

- ・安衛則第537条（物体の落下による危険の防止）
物体落下による危険のおそれのある箇所への立入禁止措置、防網設置等の落下防止措置

建設業における死亡災害事例

滋賀県内で発生した令和 6 年の建設業における死亡災害事例は以下のとおりです。

転倒（R 6）

発生状況

ドラグショベルをトラックに積み込むため、荷台にバケットを突き、支えにしてクローラの前方を持ち上げた際に、ドラグショベルがバランスを崩して横転し、運転席から投げ出された被災者が、ヘッドガードと地面の間に挟まれ被災したものの。

原因

- ・ドラグショベルをトラックに積み込む際に、道板の設置や盛土による積込路確保を行わず、ドラグショベルのバケットやアームで機体を持ち上げる不適切な積込方法を行ったこと。
- ・ドラグショベルをトラックに積み込む作業にかかる作業計画が立てられていなかったこと。
- ・作業指揮者の指揮なく、作業が行われたこと。

対策

- ・安全・適切な作業方法による作業計画を作成し、当該作業計画に基づく作業を行うこと。
- ・作業に際し、作業指揮者の指揮により作業を行うこと。

規制

- ・安衛則第 1 5 5 条（車両系建設機械作業の作業計画作成等）
- ・安衛則第 1 6 4 条（車両系建設機械の用途外使用の制限）

建設業における死亡災害事例

滋賀県内で発生した令和6年の建設業における死亡災害事例は以下のとおりです。

はさまれ・巻き込まれ（R6）

発生状況

道路舗装補修工事において、Aがローラーを運転して砂利を転圧していたところ、ローラー走行範囲に立ち入った被災者が、ローラーに轢かれたもの。

原因

- ・被災者がローラーの走行範囲に立ち入ったこと。
- ・ローラー運転手が後方確認を怠ったこと。
- ・作業計画が作成されていなかったこと。

対策

- ・ローラーの走行範囲をあらかじめ確認すること。
- ・ローラー運転手は、特に後進前は確実に後方確認すること。
- ・作業計画で、作業方法、運行経路を全作業員で共有すること。

規制

- ・安衛則第155条（作業計画） 運行経路、作業方法等の定め
- ・安衛則第158条（接触の防止） 走行範囲、アーム、ブーム等の作業装置の可動範囲内含む

ローラーに係る死亡災害（職場の安全サイトより）

ローラーの死亡災害は、毎年のように発生しています。

原因は、幅員（道等の幅）、操作誤り等多岐にわたります。



発生年月	発生状況	ポイント
令和4年8月	災害復旧のための築堤工事時において、被災者がロードローラーを用いて盛土を踏み固めていたところ、路肩から約2メートル下の地面にロードローラーごと転落し、ロードローラーと地面の間に挟まれ、死亡したものの。	幅員
令和4年5月	振動ローラーの運転者（元請）が 操作レバーをニュートラルに入れて 停車させエンジンをかけたまま運転席から離れた。 現場責任者（元請社長）がエンジンを切ろうとして振動ローラーの左側から運転席に身を乗り出したところ、突然ローラーが前進し、前方で背中を向けて清掃作業をしていた下請作業員（被災者）が轢かれたものの。	原動機の停止
令和3年11月	被災者が、振動ローラーを前進で運転中、運転ミス等により深さ約3.5メートル（法長369センチメートル）の調整池にローラーごと墜落し、運転席から 投げ出されたもの。	投げ出され
令和3年10月	被災者がロード・ローラーを運転し、敷地内を移動していたところ、躯体基礎の端から高さ2.89m下に同機械とともに転落したものの。	幅員
令和3年3月	河川改良工事に従事していた被災者が、ローラーを運転し土手を平らにする作業を行っていたところ、法面から河川にローラーごと転落し、川底とローラーに挟まれ、溺れたもの（ 溺死 ）。	溺れの予見

- 彦根署管内での指導状況

確実に実施 安全対策（土木編）

監督指導時の主な指摘事項をご紹介します。

同じような作業はありませんか。今一度、ご確認をお願いします。

ドラグ・ショベルの用途外使用（安衛則164条）

掘削用機械のドラグ・ショベルの中には、移動式クレーン仕様のものがあり、2つの機械の使い分けが可能です。

鉄板やフレコンバッグなどをつり上げる際に、バケット付け根のフックを使用することになりますが、**移動式クレーンモードへの切替**が必要です。

ドラグ・ショベルの状態でもつり上げは可能ですが、回転速度などが制限されておらず、労働災害のリスクが高まります。

【参考】作業計画をお忘れなく！内容が異なります。

- ・ドラグ・ショベル（安衛則155条）
- ・移動式クレーン（クレーン則66条の2）

はしごの立てかけ（安衛則527条）

地山掘削等により、地上と作業箇所との移動設備が必要になることがあります。

はしごの使用を選択した場合、はしごの転位防止のために、以下の措置が必要です。

- ①はしごの上方を建築物等に取り付け
- ②他の労働者がはしごの下方を支持

掘削面への立入で②で措置していると言われることがありますが、最初の1人はどのようにして立ち入ったのでしょうか。

昇降位置を動かす必要がない場合は、はしごを固定し、作業場所が点在している等の場合は、都度支持するよう、場面に応じた工夫をお願いします。

確実に実施 安全対策（建築編）

監督指導時の主な指摘事項をご紹介します。

同じような作業はありませんか。今一度、ご確認をお願いします。

足場の手すりの原状復帰（安衛則563条）

本足場は、躯体側と外側に、手すりの中さんを設けますが、外壁作業等で一時的に手すり等を取り外し、墜落制止用器具を取り付けて作業されることがあるかと思います。

必要な作業が完了した際は、**直ちに元の状態**に戻さなくてはなりません。

もし、元の状態にせずに、別の事業者が入場して作業していた場合、その事業者が是正勧告を受けるというケースが見受けられます。

一時的な取り外しは、責任をもって、原状復帰しましょう。

新築、改修工事の塗装（有機則）

例：第2種有機溶剤（トルエン等）を使用して、屋内で工場壁面等の塗装を行う場合

発散源が広く、局所排気装置の設置が困難な場合は、全体換気装置および呼吸用保護具（防毒マスク）での対応が可能です。

窓を開けての換気、工場ファンの稼働のみでは要件を満たしません。

また、現場作業であっても、一定の使用量を超える場合は、有機溶剤取り扱い時の注意事項、色（第2種：黄）の掲示、作業主任者の選任等、通常の工場等と同様の対応が求められます（局所排気除く）。

- 各種労働災害防止について

労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する人が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント 1 はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、
想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

▶▶▶ P 2 参照

ポイント 2 はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる
床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

▶▶▶ P 3 参照

ポイント 3 はしごや脚立を使用する際は、高さ 1m 未満の場所での作業であっても
墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

▶▶▶ P 4 参照

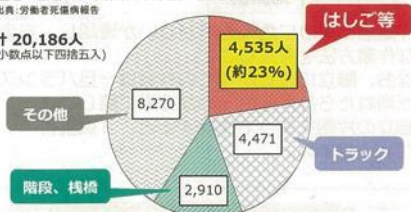
統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い
（平成23年～27年 5年平均）

【墜落・転落による休業4日以上（被）災害労働者数】
出典：労働安全衛生調査報告

計 20,186人
（小数点以下四捨五入）



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの
墜落・転落により亡くなっている

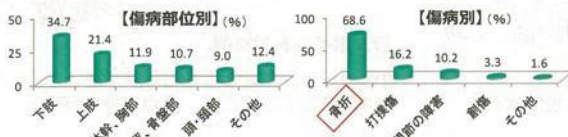
【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典：死亡災害報告



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上（被）労働者死傷報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立に起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。

ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

はしご

No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。



ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

No.2 はしごが転位する

【事例】はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。

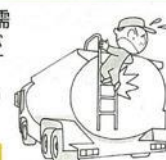


ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかり固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。（耐滑性の低い靴を使用）



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがっての作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低い**ローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

十分に検討しても他の対策が取れない場合に限り、はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。



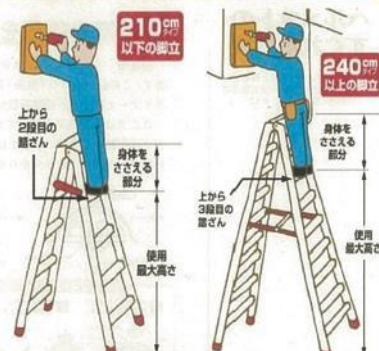
こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】【はしご足元安定金具】



出典「シリーズ・ここが危ない 高所作業」中央労働安全衛生協会編

脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上の作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう！

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うために必要な面積を有する

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】

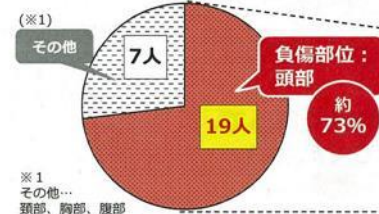


ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

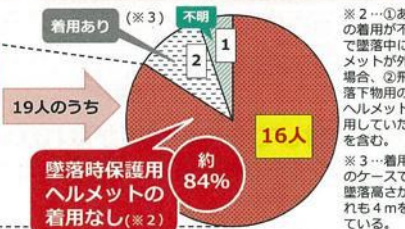
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査報告書

①「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



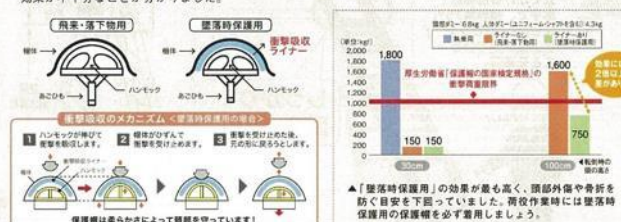
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における最大の労働災害を防ぐためには」P.12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会（JHMA）<http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における最大の労働災害を防ぐためには」P.3

必ず保護帽を着用！



特に①と③を忘れず！（死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです）

（着用時5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

① 要チェック！ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

③ 参考 あご紐と耳と頭の接触部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが脱落しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。（H29.3）

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない
高所作業」中央労働災害
防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日

天気(晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない



「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

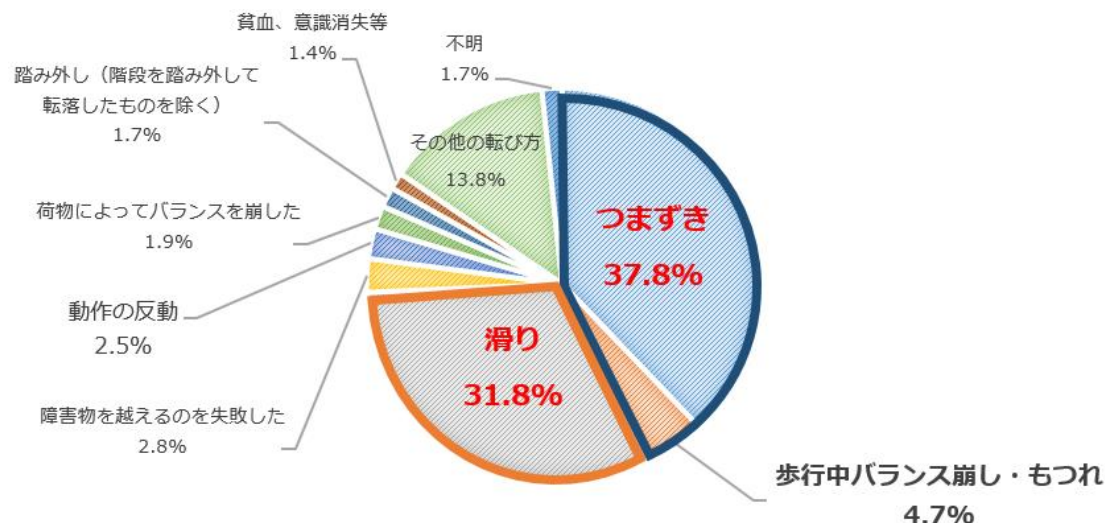
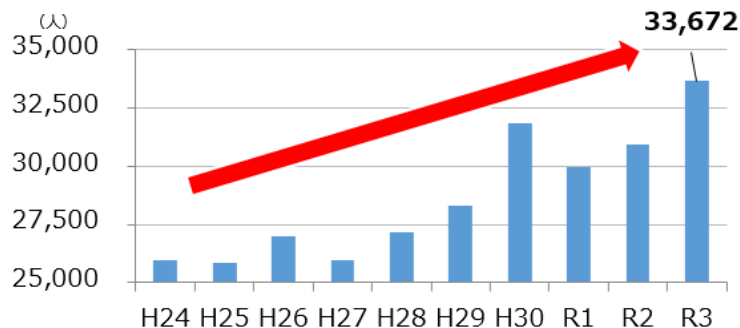
(R3.3)



厚生労働省 通達（令和5年5月15日） 「転倒災害防止対策の推進について」

- 転倒の態様に対応した、より具体的な対策の促進を。
- 災害（休業4日～） 傾向。つまずき、滑りの原因と対策

転倒災害発生件数の推移

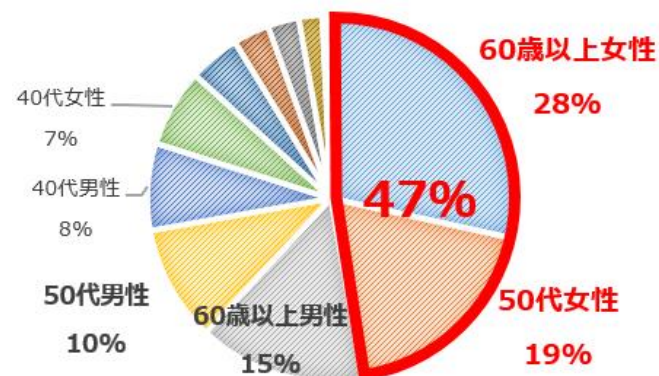


転倒による怪我の態様

● 骨折（約70%）

- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

性別・年齢別内訳





転倒災害防止のポイント

つまずき

何もないところで転倒、足がもつれて転倒（27%）

転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入

作業場・通路に放置された物につまづいて転倒（16%）

バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底

通路等の凹凸につまづいて転倒（10%）

敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消

作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまづいて転倒（8%）

適切な通路の設定
敷地内駐車場の車止めの「見える化」

作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っ掛けて転倒（8%）

設備、什器等の角の「見える化」

作業場や通路のコードなどにつまづいて転倒（7%）
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い

転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

滑り

凍結した通路等で滑って転倒（25%）

従業員用通路の除雪・融雪
凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する

作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）

水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）



水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）

滑りにくい履き物の使用
防滑床材・防滑グレーチング等の導入、
摩耗している場合は再施工
隣接エリアまで濡れないよう処置

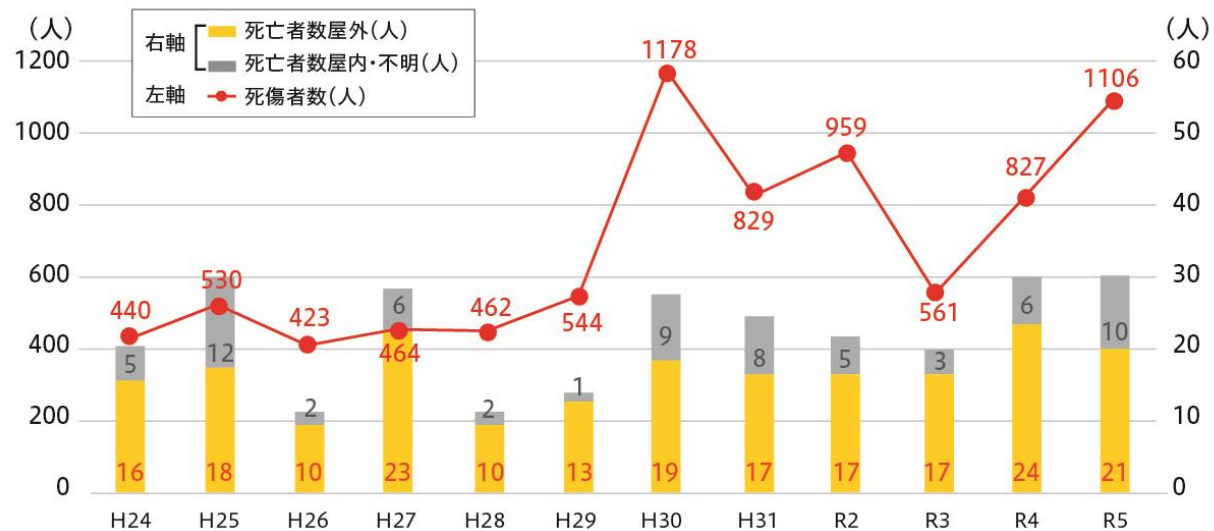
雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）

雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

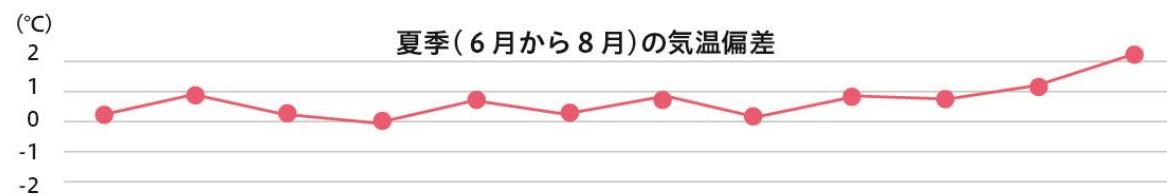
4

- 熱中症対策

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況（H24～）



業務上疾病調：厚生労働省（死傷者数は休業4日以上、死傷者数には死亡者数を含む）



平成3年～令和2年の30年間を基準とした偏差：気象庁

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・ 死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・ 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・ 死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

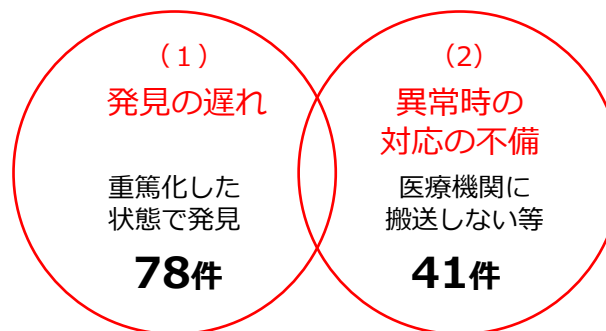
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



熱中症を知って、命を守る！

～令和元年度から6年度の彦根署管内の発生状況をふまえて～

死亡事案

2件

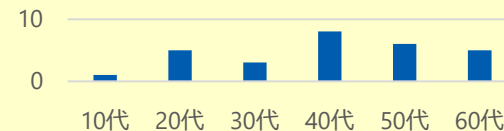
令和3年8月
湿度・温度が非常に高温な空間で、
機械の異常への対応のため、通常
より長い時間室内に滞在し、暑さ
等で倒れ、死亡。

令和4年7月
工事車両の誘導作業後、自家
用車で休憩していたところ横
たわった状態で発見され、緊
急搬送されたが、1週間後死
亡。

発症年代

10代～60代

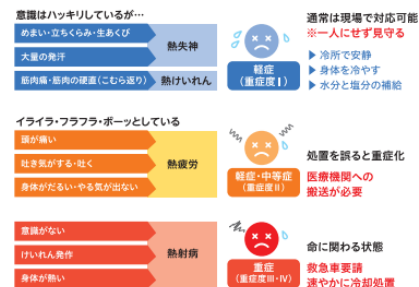
年齢別 熱中症発生状況



年代にかかわらず熱中症を発症している。

熱中症の症状と実際の症状 (多い順)

(1) 熱中症の症状



1. めまい
2. 嘔吐 (吐き気)
3. 頭痛
4. 手足のしびれ
5. 汗のかき方がおかしい (ひどい発汗/冷汗/汗がでない)

「気分が悪い」
「様子がおかしい」
↓
我慢せず
ちゅうちょせず
「すぐに報告」

※改正点※
報告体制整備・周知

「即対応」
作業離脱
身体冷却
医療機関への搬送

※改正点※
対応手順作成・周知

重症化を防止
できた事案

終業間際の帰社時に気分
が悪くなったと労働者から
申告があり、社員の運
転で病院に搬送。

現場で気分が悪くなり、車の中で1人で
休憩をしていた(A)。
別の現場作業員(B)がその体調不良者
(A)を見つけ、声をかけた。
気分が悪そうだったので、現場員(C)に
報告した。
現場員(C)は体調不良者(A)を休憩所に
運び、水分補給、体を冷やし、病院に連
れて行った。

まとめ

まずは予防が大切！

↓
体調が悪くなってしまったら
すぐに報告※改正点
即対応※改正点

で熱中症の重症化を防止！
※体調不良者を1人にしないこと！

2025年
6月1日
施行

職場における熱中症対策の強化に関する改正 ～事業者には義務付けられる3のこと～

趣 旨

熱中症のおそれのある者の**早期発見・重篤化防止**

対象作業

WBGT28度以上又は**気温31度以上**の環境下で
連続1時間以上又は**1日4時間を超えて**実施が
見込まれる作業

事業者の 3つの 義 務

①報告体制の整備義務

熱中症の自覚症状のある作業
熱中症のおそれのある作業の
発見者が

報告するための体制

(熱中症の対応部署や担当者)

をあらかじめ定めること

②対応手順の作成義務

参考例。実情に応じた作成を！

熱中症のおそれのある者発見



作業離脱、身体冷却



医療機関への搬送

事業場内の緊急連絡網の策定

休憩場所の確保

冷却剤・経口補水液・氷等の
事前確保

搬送先病院の所在地と連絡先
の事前確認

③上記①②の関係作業への周知義務

要注意！

体調急変のおそれがあるため**体調不良者を1人にしないで！！！！**

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、
ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の
周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を
超える見込みです

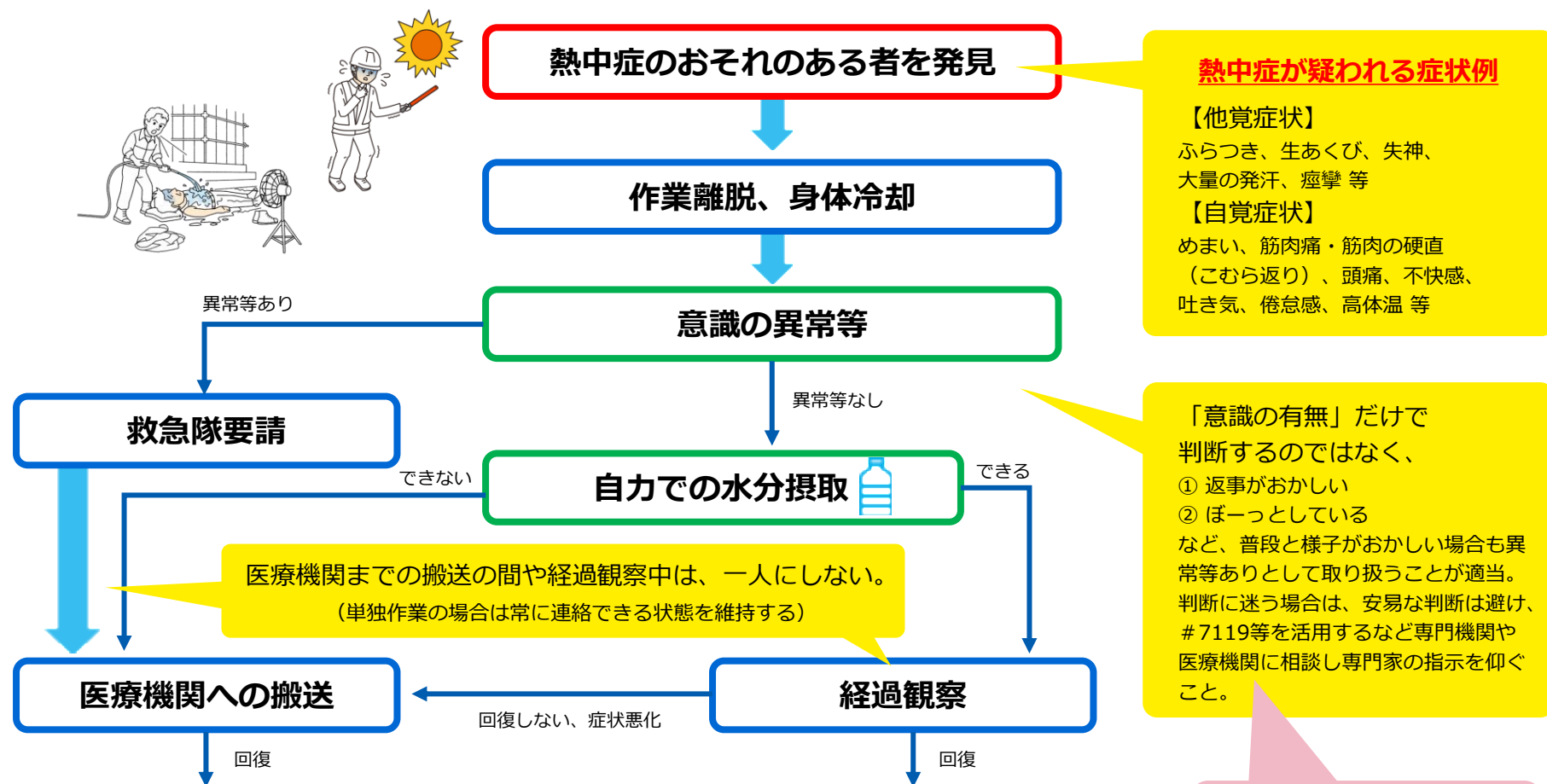
皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は28℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(0000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

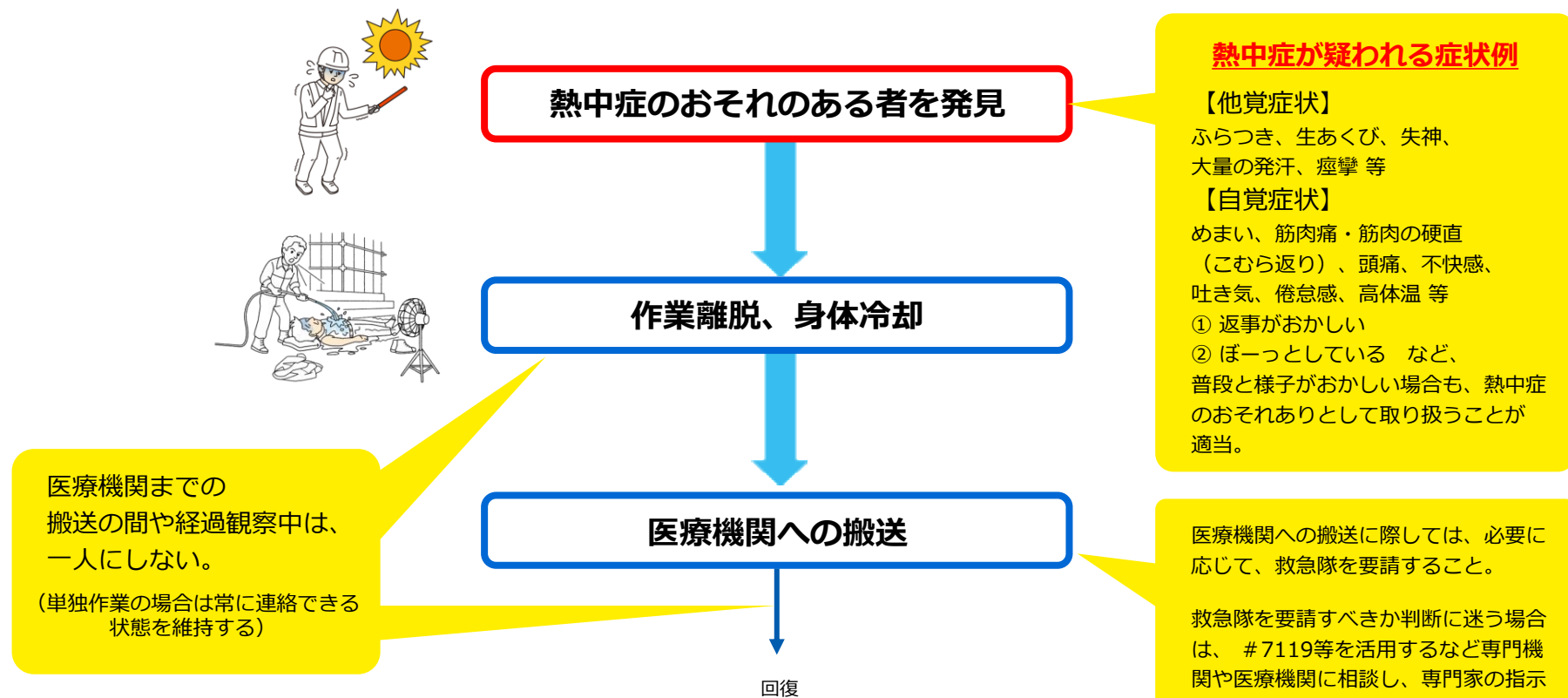
※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

令和7年6月現在、救急センター
事業（#7119）は滋賀県では導
入されていません！

職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値（暑さ指数）の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に
実際の作業現場で測定
実測できない場合には、
熱中症予防情報サイト等でWBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所の
WBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に
変更すること（表1-1参照）
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である
作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値 °C	暑熱非順化者のWBGT基準値 °C
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業（書く、タイピング等） ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 〔くぎ（釘）打ち、盛土〕 ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

▶ それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

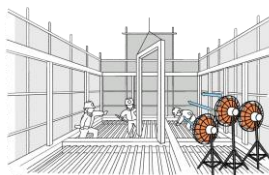
職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認

2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。



(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。



(1) 熱中症の症状

(3) 緊急時の救急処置

(2) 熱中症の予防方法

(4) 熱中症の事例